

業務仕様書（案）

1 委託業務名

令和8年度札幌市移住促進地域おこし協力隊募集・採用及び活動支援業務

2 趣旨

札幌市は、2021年をピークとして人口減少局面に入るとともに、合計特殊出生率は右肩さがりであり、その数値は政令指定都市の中でも低位に位置し、20代の道外への転出超過数は依然として2,000人を超えている状況にある。

そのような状況においても、合計特殊出生率の上昇など自然増加に向けた取組は引き続き推進・強化していくものであるが、一方で、社会増加に向けた取組にもより一層取り組んでいく必要がある。

社会増加に向けた取組に当たっては、北海道内においては、人口の石狩管内への集中が顕著であり、こと札幌市の人口は北海道の約4割を占めている状況にあり、道内他市町村からの転入者による人口集中は過度にならないよう配慮していく必要がある。

このような状況に配慮しつつ、道外からの移住促進の取組を強化していくため、札幌市及び市内各地域の新たな魅力の発掘、発信等を通じて、交流人口や関係人口の拡大はもとより、定住人口の増加を図るため、札幌市移住促進地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を活用していく。

本業務は、上記の達成に向けて、協力隊の隊員（以下「隊員」という。）が活動内容を果たし、札幌市への移住促進（交流人口や関係人口の拡大を含む）に資する一定の成果を出せるよう必要な支援を行うものである。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 委託業務の内容

(1) 協力隊の活動支援

隊員の活動は、地域の課題解決及びその活動を契機とした関係人口の創出を図ることを想定していることから、このことを念頭に置いた支援を行うこと。

ア 隊員の活動計画の作成

隊員の経験や知識、スキル等を活かし、目的達成に向けた最も効果的な実施内容と、それに基づいた具体的な活動計画を作成すること。

イ 地域おこし協力隊の活動に必要なサポートを行うこと。

(7) 活動の進捗管理及び活動実施サポート

a 定例ミーティングを開催すること。

b 定例ミーティング以外でも隊員との連絡を取り合い、問題発生時には直ちに解消に取り組むこと。

c 活動に必要なスキルアップ研修や視察の企画などを適宜実施すること。

d 業務外の隊員の生活に関するサポートも実施すること。

(イ) 住居や活動拠点の選定に対する助言

委託者より、特定の地域等を複数箇所例示する予定であることから、これを参考に、隊員委嘱後に委託者及び隊員とともに提示された地域等を中心に回り、活動拠点となる地域等を選定・決定すること。

(ウ) 隊員の任期終了後の独立等への支援

a 業務のみに留まらない地域との関係性構築のサポートを行うこと。

b 独立に向けた各種申請などのサポートを行うこと。

ウ 隊員の日々のサポートに必要な経費等を適切に支出すること。

エ 道外の若者を中心とした移住促進につながる、ポータルサイトの運営を行うこと。

なお、ポータルサイトは委託者にて制作しているものがあることから、当該ポータルサイトの運営・管理を想定している。

オ 情報発信にSNSを用いる場合、当該SNSのアカウント権限は、原則委託者に帰属するものとする。

(2) 募集

隊員に欠員が出た場合は委託者と協議の上、本項及び(3)等を適宜実施すること。

ア 委託者が求める人材を選考するための具体的な募集条件等を設定すること。

イ 委託者が求める人材に効果的に訴える求人票を作成すること。

ウ 求人サイトを活用するなど、より多くの人材にアプローチするとともに、委託者が求める人材に応募してもらえるような工夫をすること。

エ 人材の募集にあたっては、委託者の協力隊になることの付加価値を上げるような取組を行うこと。

オ 協力隊の基本的な条件等は以下のとおりである。

(ア) 募集人員 1名

(イ) 勤務地 札幌市内

(ウ) 求める人材像

札幌市移住促進地域おこし協力隊設置要綱（以下「要綱」という。）第2条に掲げる要件を全て満たす者で、かつ、要綱第5条に掲げる活動に意欲的に取り組み、当該活動を通じて一定の成果を出すことが期待できる者。

また、都市部の視点を活かして地域に深く溶け込み、住民や関係団体と連携しながら賑わいと活力を創出し、その効果を市内外へ波及させられる者。

(イ) 活動にかかる条件

形態：委託者と隊員の間に雇用関係のない隊員個人への「委託契約」

委託期間：委託の日から令和9年3月31日まで

※委託の日は、委託者と隊員の協議により定める。

報償費月額：291,666円

※報償費以外のその他手当、経費等については、委託者と隊員の協議により定める。

活動時間：週38時間程度

(3) 選考

ア 受託者が書類審査、面接審査等を行う際には、適切な選考を行うこと。

イ 必要に応じて応募者からの相談に対応し、ミスマッチ解消に努めること。

ウ 面接審査等に必要に応じて、委託者を同席させること。

エ 最終面接審査には、委託者を同席させること。また、最終的な合否の決定は委託者が行うものとする。

オ 最終面接審査後に、委嘱予定者の従事開始時期の調整を行うこと。

(4) 協議・報告

ア 契約締結後、速やかに仕様内容、作業スケジュール等の確認のための協議を行うこと。

イ 本業務を適正かつ円滑に実施するため、隊員の活動計画及び活動状況の進捗確認等のための委託者・受託者・隊員による3者協議を月に1回以上行うこととし、開催日時については、双方協議の上決定する。また、受託者は協議終了後、速やかに協議記録を作成・提出すること。

(5) 業務実績報告

本業務において受託者が作成・取得した資料を取りまとめ、協力隊の活動に関する報告書を作成すること。

なお、報告書の作成に当たっては、協力隊の活動による成果を具体的に記載すること。

(6) その他

委託者と受託者の業務分担については、別紙1のとおりとする。

6 成果品（報告書）

（1）報告書の電子データ一式

- ア 報告書の電子データは、エクセル、ワード等で作成した文書ファイルで委託者が再利用できるもの及びPDFファイルとする。
- イ メディア露出した記事・映像については、報告書に記載するとともに、電子資料で提出すること。
- ウ 電子媒体によるデータ納品については、全てウイルスチェック対策ソフトにより検査したうえで納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、委託者又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により原状回復及びその他賠償等について対応すること。

（2）提出期限

事業完了時（令和9年3月31日）とする。

（3）提出場所

札幌市まちづくり政策局政策企画部企画課

7 費用負担

本業務に必要な経費は、委託契約額として受託者に支払うものの他は、本仕様書に記載のないものであっても、原則として受託者が負担すること。

8 実施体制等

- （1）受託者は、本業務を迅速かつ円滑に履行するため、業務主任者を定め、実施体制を整えること。
- （2）委託者の視点に立って、本業務が効率的かつ適正に実施されるまた本業務の目的や委託者の要求するサービス水準を達成できるように、業務主任者は、全ての行程におけるプロジェクト管理（各作業の進捗状況の把握、札幌市が見落としがちな要件の指摘、課題・問題点の早期発見と解決策の検討、札幌市への迅速な状況報告等）を徹底すること。
- （3）業務主任者は、十分なコミュニケーション能力を持つのみならず適切な課題解決策、方法論等を提案でき、実績や知見、新たな発想等に基づいて、円滑・確実にプロジェクトを推進できる能力を有すること。また、プロジェクトの要員の作業分担と作業量を適切に把握・管理し、計画の遅れが生じるなど課題・問題等が発生した場合は、早急に原因を調査し、要員の追加や担当者の変更等、体制の見直しを含みリカバリープランを提示し、委託者の承認を得たうえでこれを実施すること。

9 委託料の執行にあたっての留意点

本業務は特別交付税措置が講じられるため、総務省の地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号）等を確認のうえ、各項目における使途を遵守するとともに、措置上限額を超えないよう留意すること。

10 環境への配慮

本業務においては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- （1）電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
- （2）ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- （3）両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。
- （4）自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- （5）業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

11 その他

- (1) 受託者は、業務の実施にあたり、札幌市契約規則、札幌市個人情報保護条例その他関係法令・条例等を遵守しなければならない。
受託者は、当該業務において取り扱う個人情報に関して、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。
- (2) 秘密の保持
受託者は、業務上知り得た秘密・個人情報を業務以外の目的に使用し、又は札幌市の事前の承諾を得ることなく第三者に開示してはならない。
- (3) 知的財産権等
ア 受託者は、委託の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条、第28条に定める権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に札幌市に無償で譲渡するものとする。
イ 受託者は、委託の目的物が著作物に該当する場合において、札幌市並びに札幌市より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を継承した者に対し著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。
ウ 受託者は、成果品に第三者が権利を保有する素材（タレント等の著名人、キャラクター、音楽等）を使用する場合には、受託者の負担により札幌市と当該第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な措置を講ずるものとする。受託者は、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法律に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益の対象となっている素材・材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
エ 委託の目的物に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、委託者の責めに帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。
- (4) 本業務を再委託する場合は、事前に再委託範囲及び再委託先を委託者に提示し、その承認を得ること。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。
- (5) 本事業実施中、トラブルが発生した場合には、必要な処置を講じるとともに、直ちに委託者に報告しなければならない。また、対応を行った場合は、処置後に報告書を提出すること。
- (6) 本業務遂行中に受託者が委託市若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者より損害を受けた場合は、直ちに委託者にその状況及び内容を書面により報告し、委託者の責めに帰すべき事由によるものを除き、すべて受託者の責任において処理解決するものとし、委託者は一切の責任を負わない。
- (7) 本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は各々の業務について委託者と常に密接な連絡に努め、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と受託者で協議のうえ委託者の指示に従い、業務を遂行すること。
- (8) 委託者において必要と認めたときは、作業の変更又は中止をすることがある。この場合の変更について、委託契約書に明記されていない場合は変更後の条件を両者の協議により定めるものとする。変更・中止により受託者に損害が生じたときは、委託者はこれを賠償する。

12 委託者担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階南側
札幌市まちづくり政策局政策企画部企画課（担当：志田、和田）
電話：011-211-2192 FAX：011-218-5109 E-mail：ki.kikaku@city.sapporo.jp

(別紙 1)

項目	業務	業務分担	
		委託者	受託者
活動支援	地域おこし協力隊の活動計画の策定		○
	活動計画に基づく地域おこし協力隊の活動サポート（各種支払い、活動の進捗管理、住居の確保等）		○
募集	求人票（案）の作成		○
	求人票確定		○
	求人募集サイトへの掲載		○
	市が求める人材へのアプローチ		○
	募集受付		○
選考	書類審査		○
	面接審査	○	○

別記 個人情報の取扱いに関する特記事項

（個人情報の保護に関する法令等の遵守）

第1条 受託者は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（以下「事務対応ガイド」という。）、「札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

（管理体制の整備）

第2条 受託者は、個人情報（個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（管理責任者及び従業者）

- 第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）により委託者に報告しなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手續を定めなければならない。
 - 3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
 - 4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
 - 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
 - 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

（取扱区域の特定）

- 第4条 受託者は、個人情報を実際に取り扱って事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）を定め、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
 - 3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定め

られた場所から持ち出してはならない。

(教育の実施)

第5条 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における従業者が遵守すべき事項その他本委託等業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、従業者全員に対して実施しなければならない。

- 2 受託者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6条 受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

- 2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。
- 4 受託者は、本委託等業務に関わる保護管理者及び従業者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

第7条 受託者は、やむを得ない理由がある場合を除き、本委託等業務の一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

- 2 受託者が再委託する場合には、あらかじめ委託者に申請し、委託者から書面により承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、本委託等業務のうち、個人情報を取り扱う業務の再委託を申請する場合には、委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。

(1) 再委託先の名称

(2) 再委託する理由

(3) 再委託して処理する内容

(4) 再委託先において取り扱う情報

(5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策

(6) 再委託先に対する管理及び監督の方法

- 4 受託者は、前項の申請に係る書面を委託者に対して提出する場合には、再委託先が委託者指定様式（本契約締結前に受託者が必要事項を記載して委託者に提出した様式をいう。）に必要事項を記載した書類を添付するものとする。

- 5 委託者が第2項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 6 委託者が第2項から第4項までの規定により、受託者に対して個人情報を取り扱う業務の再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手續及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 7 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

(複写、複製の禁止)

第8条 受託者は、本委託等業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の許諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

- 第9条 受託者は、本委託等業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第10条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督・教育を行うこと。
- (4) 取扱区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。

(5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第11条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報について、本委託等業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第12条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報の受渡しを行う場合には、委託者が指定した手段、日時及び場所で行うものとする。この場合において、委託者は、受託者に対して個人情報の預り証の提出を求め、又は委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第13条 受託者は、本委託等業務の終了時に、本委託等業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

- 2 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第14条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第15条 委託者は、本委託等業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約

の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

- 2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託等業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

- 第16条 受託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
 - 3 委託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

- 第17条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託等業務の全部又は一部を解除することができる。
- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

- 第18条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって委託者に対する損害が発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。